

テールゲートリフター特別教育 フルハーネス型墜落制止用特別教育 職長及び職長安全衛生責任者教育

開催のご案内

テールゲートリフター特別教育

〔定員30名〕

陸上貨物運送事業における労働災害の発生件数は増加傾向にあり、特に荷役作業に係る労働災害が多発しております。

労働者がテールゲートリフターの機能や危険性を十分に認識し、労働災害防止に関する必要な知識及び技能を習得していただくため、下記日程により特別教育を開催いたします。

令和6年2月1日施行日以降は、テールゲートリフター特別教育を取得した者でなければテールゲートリフターを操作しての荷役作業ができなくなりますので、この機会に是非受講されますようご案内申し上げます。

☆講習日時 令和8年4月16日(木) 9時00分～16時15分

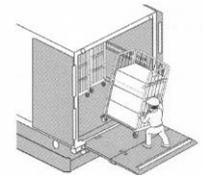
☆講習会場 『上十川公民館』黒石市上十川留岡一番17-2

☆受講料 13,640円〔テキスト(990円)・消費税含む〕

☆申込締切 4月8日(水)まで、又は定員になり次第締切ります。



陸上防テキストより抜粋



陸上防テキストより抜粋

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育

〔定員30名〕

※人材開発支援助成金対象(詳細裏面参照)

労働安全衛生法施行令等の改正により、フルハーネス型の安全带(墜落制止用器具)を用いて作業をする労働者に対して、特別教育が義務化されました。(平成31年2月1日施行)

安全带の名称を「墜落制止用器具」と改め、その名称・範囲と性能要件を見直し「高さ2メートル以上の作業床を設けることが困難な場所で、墜落制止用器具のうちフルハーネス型の物を用いて行う作業に係る業務」については特別教育を実施しなければなりません。

この機会に、多数受講されますようご案内いたします。

☆講習日時 令和8年4月17日(金) 9時00分～16時10分

☆講習会場 『黒石建設協会 2階大会議室』黒石市八甲69-17

☆受講料 8,250円〔テキスト代(990円)・消費税含む〕

☆申込締切 4月9日(木)まで、又は定員になり次第締切ります。



フルハーネス型安全带

●講習内容

	科目	時間	科目	時間
学科	作業に関する知識	1時間	労働災害の防止に関する知識	1時間
	墜落制止用器具に関する知識	2時間	関係法令	0.5時間
実技	墜落制止用器具の使用手法等	1.5時間	学科・実技 合計	6時間

職長及び職長・安全衛生責任者教育

〔定員30名〕

労働安全衛生法第60条では、事業場で新たに職務に就くことになった職長、その他作業中の労働者を直接指揮監督する者を対象に、一定の安全衛生教育の実施が義務付けられております。

更に、「建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育」の一部改正により、標記の併行させた教育を受ければ、職長および安全衛生責任者教育課程を修了したことによるよう改められております。(リスクアセスメントを含む。)

労働基準行政の指導により、従来の「職長教育」と、安全衛生責任者教育のカリキュラムも取り込んだ、「職長・安全衛生責任者教育」2コースを同日に併せて開催しますので、該当者が受講されますようご案内いたします。



★職長教育を行うべき業種 ★(労働安全衛生法施行令第19条)

○建設業 ○電気業 ○ガス業 ○自動車整備業 ○機械修理業

○製造業(但し、繊維工業、繊維製品製造業、紙加工品製造業を除く)

※製造業については、令和5年4月1日から今まで対象ではなかった下記業種も義務化されます。

「・食料品製造業・新聞業・出版業・製本業及び印刷物加工業」

★安全衛生責任者教育を行うべき業種・・・建設業・造船業(特定元方事業)

労働安全衛生法第16条・・・統括安全衛生責任者を選任すべき事業者(元方事業者)以外の請負事業(関係請負事業者)においては、安全衛生責任者を選任し、その者に統括安全衛生責任者と連絡をとりながら、労働災害防止の措置をとるよう定めております。

☆講習日時 令和8年4月22日(水)・23日(木) 8時50分～17時00分

☆講習会場 『黒石建設協会 2階大会議室』 黒石市八甲69-17

☆受講料 ※ 職長教育のみ 14,080円 [テキスト代(880円)・消費税等含む]

※ 職長・安全衛生責任者教育 16,500円 [テキスト代(1,650円)・消費税等含む]

☆申込締切 4月14日(火)まで、又は定員になり次第締切ります。

【青森労働局長登録教習機関】

申込先 一般社団法人黒石地区労働基準協会

黒石市大字前町40-5(黒石市役所通り)

TEL 0172-53-5787 FAX 53-5792

資格取得で
安全作業!!



☆受講料の納入は、お振込みも可能です。(下記口座にお振込み下さい)

青森みちのく銀行黒石支店(普) 223261 青森みちのく銀行黒石内町支店(普) 1311760

東奥信用金庫黒石支店(普) 0920550 青い森信用金庫黒石支店(普) 0958767

(送金手数料はご負担くださるようお願いいたします)

☆連絡事項

- いずれの講習も、定員に達し次第締め切ります。お早めにお申し込みください。
- 受講者が最小実施定数に達しない場合は中止することがございます。
- 申込み後の取消しは、申込み締切日までにご連絡があった場合のみ、受講料をお返し致しませんのでご了承下さい。
- お電話又はWEBでご予約後申込み締切日までに申込書の送付をお願い致します。
(申込書が遅れますと、ご予約を取り消す場合がございます。)
- 申込みには下記①～④が必要となります。
①講習申込書 ②証明写真1枚(縦3.0cm、横2.4cm) ③受講料
④本人確認のための書類(自動車運転免許証等)
- 受講料のご納入は申込み締切日までにお願いします。

人材開発支援助成金のご案内(建設労働者技能実習コース)

標記内容は、建設労働者の雇用の改善や職業訓練などを実施する建設事業主や、建設事業主団体に対し、経費や賃金の一部を助成する制度です。

建設業における人材育成や技能継承を図り、建設労働者の安定した雇用と能力の開発・向上を目的としています。

技能実習	経費助成	中小建設事業主が雇用する建設労働者が、登録教習機関等で行う技能実習を受講させた場合、経費の一部を助成	技能実習の実施に要した実費相当額の3/4(但し、雇用保険被保険者数により変動)。一つの技能実習について一人当たり10万円が上限。
	賃金助成	中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合、賃金の一部を助成。	一つの技能実習について一人一日あたり8,550円(但し、雇用保険被保険者数により変動)。一つの技能実習について20日分が限度。

※詳細は、厚生労働省ホームページをご参照ください。

●経費助成・賃金助成の申請まで

・技能実習を終了した日の翌日から起算して原則2カ月以内に、必要書類一式を都道府県労働局に提出して下さい。

- 人材開発支援助成金支給申請書チェックシート
- 人材開発支援助成金支給申請書(建技様式第3号)及びその他添付書類

※登録教習機関、登録基幹技能者講習実施機関等に委託して実施する場合は、計画届の提出が不要です。

・助成金を受けることのできる事業主(但し、受講後助成金を支給申請し支給決定を得た場合のみです。)

- ① 資本金若しくは出資の総額が3億円以下、または常用労働者300人以下の建設事業主
- ② 雇用保険料率 1000分の17.5(保険料率に変更となる場合があります)の建設事業主
- ③ 受講者が雇用保険被保険者であること
- ④ 法定帳簿(賃金台帳・出勤簿・労働者名簿等)を確実に整備され、担当課の求めに応じて書類の提出及び報告を速やかにできること

※詳しくは 青森労働局職業対策課(017-721-2003)までお問合せ下さい。